

各市の議会基本条例逐条の整理 平成24年3月29日

自治体名	旭川市	横須賀市	長野市	豊田市	岡崎市	姫路市
逐 条 概 要	前文 制定の趣旨	前文 制定の趣旨	前文 制定の趣旨	前文 制定の趣旨	前文 制定の趣旨	前文 制定の趣旨
	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的
	第2条 基本姿勢	第2条 条例の位置付け	第2条 基本理念	第2条 基本理念	第2条 基本理念	第2条 基本理念
	<b>第2章 議会の活動原則等</b>	第3条 議会及び議員の責務	第3条 基本方針	第3条 基本方針	第3条 最高規範性	第3条 基本方針
	第3条 議会の活動原則	第4条 定例会の回数と会期等	<b>第2章 議員の責務及び活動原則</b>	<b>第2章 議員の責務及び活動原則</b>	<b>第2章 議会の活動原則</b>	<b>第2章 議員の責務及び活動原則</b>
	第4条 議員間討議による合意形成	第5条 議員定数	第4条 議員の責務及び活動原則	第4条 議員の責務及び活動原則	第4条 議会の責務	第4条 議員の責務及び活動原則
	第5条 説明責任	<b>第2章 議会の活動原則</b>	第5条 会派	第5条 会派	第5条 議長の責務	第5条 会派
	第6条 議決事件の指定	第6条 議会の活動原則	<b>第3章 議会運営の原則</b>	<b>第3章 議会運営の原則等</b>	第6条 議決責任	<b>第3章 議会運営の原則</b>
	<b>第3章 議員の活動原則等</b>	第7条 委員会	第6条 議会運営の原則	第6条 議会運営の原則	<b>第3章 議員の活動原則</b>	第6条 議会運営の原則
	第7条 議員の活動原則	<b>第3章 議員の活動原則</b>	第7条 委員会	第7条 議会の説明責任	第7条 議員の責務	第7条 委員会
	第8条 会派	第8条 議員の活動原則	<b>第4章 議会機能の強化</b>	<b>第4章 議会と市長等の関係</b>	第8条 議員の政治倫理	<b>第4章 議会の機能の強化</b>
	第9条 政務調査費	第9条 会派	第8条 議会機能の強化	第8条 市長等との関係	第9条 会派	第8条 自由討議の尊重
	<b>第4章 市民との関係</b>	第10条 議員の政治倫理	第9条 検討会等の設置	第9条 確認の機会の付与	第10条 政務調査費	第9条 政策立案及び政策提言
	第10条 情報公開	<b>第4章 市民と議会の関係</b>	第10条 議員間討議	第10条 政策等の形成過程の説明責任	<b>第4章 議会運営</b>	第10条 専門的事項に係る調査
	第11条 広報広聴機能	第11条 情報公開	第11条 政務調査費	第11条 監視及び評価	第11条 議会運営の原則	第11条 検討会等
	第12条 市民との意見交換	第12条 請願及び陳情	<b>第5章 市民との関係</b>	<b>第5章 議会機能の強化</b>	第12条 委員会活動	第12条 政務調査費
	<b>第5章 市長等との関係</b>	第13条 市民参加	第12条 市民の参画機会の充実	第12条 議会機能の強化	第13条 調査活動	<b>第5章 市民との関係</b>
	第13条 議会における審議及び審査の原則	第14条 説明責任等	第13条 委員会等の公開等	第13条 審査・調査活動等	<b>第5章 市民と議会との関係</b>	第13条 市民の市政への参画
	第14条 政策提案及び政策提言	<b>第5章 議会と市長等との関係</b>	第14条 情報公開の推進	第14条 政務調査費	第14条 市民との関係	第14条 委員会等の公開
	<b>第6章 体制整備</b>	第15条 市長との関係	第15条 議会広報の充実	<b>第6章 市民と議会の関係</b>	第15条 情報公開	第15条 情報公開の推進
	第15条 議会及び議員の研鑽	第16条 一問一答方式等	<b>第6章 市長等との関係</b>	第15条 市民の議会活動への参画の確保	<b>第6章 議会と市長等との関係</b>	第16条 議会広報の充実
	第16条 議会図書館	第17条 政策等の監視及び評価	第16条 市長等との関係の基本原則	第16条 広報広聴機能の充実	第16条 市長等との関係	<b>第6章 市長等との関係</b>
第17条 議会事務局	第18条 議員の文書による質問	第17条 重要な政策等の監視及び評価	第17条 委員会等の公開	第17条 資料の提出	第17条 市長等との関係の基本原則	
第18条 予算の確保	<b>第6章 議会の機能強化</b>	第18条 予算・決算審議における説明	第18条 議会活動に関する資料の公開	第18条 政策立案等	第18条 重要な政策等の監視及び評価	
<b>第7章 補則</b>	第19条 議決事件の追加	第19条 法第96条第2項の議決事件	<b>第7章 議員の政治倫理</b>	<b>第7章 議会の体制整備</b>	第19条 予算・決算審議における説明	
第19条 議会運営の評価及び検証	第20条 議員相互の討議の推進	<b>第7章 議会改革の推進</b>	第19条 議員の政治倫理	第19条 議員研修	第20条 基本的な計画の説明	
第20条 他の条例との関係	第21条 調査研究機関の設置	第20条 議会改革の継続的な取組	<b>第8章 事務局機能の強化</b>	第20条 議会事務局の充実	第21条 議決事件の追加	
<b>附則</b>	第22条 議員研修	<b>第8章 議員の政治倫理</b>	第20条 事務局機能の強化	第21条 議会図書室の充実	第22条 定例会	
	第23条 広報広聴の充実	第21条 議員の政治倫理	<b>第9章 最高規範性</b>	<b>第8章 補則</b>	<b>第7章 議会改革の推進</b>	
	第24条 予算の確保	<b>第9章 議会事務局及び議会図書室</b>	第21条 最高規範性	第22条 検証	第23条 議会改革の継続的な取組	
	第25条 議員及び会派の積極的な政務調査活動	第22条 議会事務局の強化	<b>第10章 補則</b>	第23条 委任	<b>第8章 議員の政治倫理</b>	
	<b>第7章 議会改革の推進</b>	第23条 議会図書室	第22条 条例の見直し		第24条 議員の政治倫理	
	第26条 検討会の設置	<b>第10章 補則</b>	<b>附則</b>		<b>第9章 議会事務局及び議会図書室</b>	
	第27条 交流及び連携の推進	第24条 他の条例等との関係			第25条 議会事務局の強化	
	<b>第8章 議員の身分及び待遇</b>	第25条 議会及び議員の責務			第26条 議会図書室の充実	
	第28条 議員の身分及び待遇	<b>附則</b>			<b>第10章 補則</b>	
	第29条 議員報酬等				第27条 他の条例等との関係	
	<b>第9章 議会事務局</b>				第28条 議会及び議員の条例等の遵守	
	第30条 議会事務局				<b>附則</b>	
	第31条 議会図書室					
	<b>第10章 継続的な検討</b>					
	第32条 継続的な検討					
	<b>附則</b>					

福山市		久留米市		長崎市		大分市	
前文	制定の趣旨	前文	制定の趣旨	前文	制定の趣旨	前文	制定の趣旨
第1章	総則	第1章	目的	第1章	総則	第1章	目的
第1条	目的	第1条	目的	第1条	目的	第1条	目的
第2条	基本理念	第2章	議会、議長及び議員の活動原則	第2条	基本理念	第2章	議会及び議員の活動原則
第2章	議員の責務及び活動原則	第2条	議会の活動原則	第3条	基本方針	第2条	議会の活動原則
第3条	議員の責務及び活動原則	第3条	議長の活動原則	第2章	議会及び議員の活動原則等	第3条	議員の活動原則
第4条	会派	第4条	議員の活動原則	第4条	議会の活動原則	第4条	会派
第3章	議会運営の原則	第5条	会派	第5条	議員の活動原則	第3章	市民と議会の関係
第5条	議会運営の原則	第3章	市民と議会の関係	第6条	会派	第5条	市民と議会の関係
第6条	委員会	第6条	市民参加及び市民との連携	第3章	市民と議会との関係	第4章	市長等と議会の関係
第7条	議会の説明責任	第4章	市長等と議会及び議員の関係	第7条	市民と議会との関係	第6条	市長等との関係の基本原則
第4章	議会の機能の強化	第7条	市長等と議会及び議員の関係	第4章	市長等と議会との関係	第7条	一問一答による質疑応答等
第8条	議会の機能の強化	第8条	需要政策等の説明	第8条	市長等と議会との関係	第8条	政策等の監視及び評価
第9条	研究会等の設置	第9条	政策評価	第5章	議会の機能強化	第9条	予算又は決算における政策説明資料の作成
第10条	議員間討議	第10条	議決事項の拡大	第9条	議会機能の強化	第5章	自由討議による合意形成
第11条	調査活動等	第5章	議員間討議	第6章	議会及び議会事務局の体制整備	第10条	自由討議による合意形成
第12条	政務調査費	第11条	議員間討議	第10条	議員研修の充実強化	第6章	委員会の運営
第5章	市民との関係	第6章	委員会の活動	第11条	議会事務局の体制整備	第11条	委員会の運営
第13条	市民の参加機会の充実	第12条	委員会の活動	第12条	議会図書室	第7章	政治倫理
第14条	情報公開の推進	第7章	所管事務調査	第7章	最高規範性及び見直し手続き	第12条	政治倫理
第15条	議会広報の充実	第13条	所管事務調査	第13条	最高規範性	第8章	政務調査費
第6章	市長等との関係	第8章	議員研修	第14条	見直し手続き	第13条	政務調査費
第16条	市長等との関係の基本原則	第14条	議員研修の充実強化	附則		第9章	議員の定数及び議員報酬
第17条	重要な政策等の説明及び審議	第9章	議会の広報			第14条	議員定数
第18条	予算・決算審議における説明	第15条	議会広報の充実			第15条	議員報酬
第19条	監視及び評価	第10章	議員の政治倫理及び定数			第10章	議会及び議会事務局の体制整備
第20条	法第96条第2項の議決事件	第16条	議員の政治倫理			第16条	議員政策研究会及び議会活性化推進会議
第7章	議会改革の推進	第17条	議員定数			第17条	議員研修の充実
第21条	議会改革の継続的な取組	第11章	政務調査費			第18条	議会広報の充実
第8章	議員の政治倫理	第18条	政務調査費			第19条	議会事務局の体制整備
第22条	議員の政治倫理	第12章	議会事務局の体制整備			第20条	議会図書室
第9章	議会及び議会事務局の体制整備	第19条	議会事務局の体制整備			第11章	最高規範性
第23条	議員研修の充実	第20条	議会図書室			第21条	最高規範性
第24条	議会事務局の強化	第13章	補則			第22条	議会及び議員の責務
第25条	議会図書室	第21条	条例の位置付け			附則	
第10章	議員の定数及び議員報酬	第22条	見直し手続き				
第26条	議員の定数	附則					
第27条	議員報酬						
第11章	最高規範性						
第28条	最高規範性						
第12章	補則						
第29条	条例の見直し						
附則							